



島根県報

令和7年12月3日(水)
号外 第110号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

家畜伝染病予防法第9条の規定による消毒方法等の実施

(畜産課) 2

告示

島根県告示第627号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和7年12月3日

島根県知事 丸山達也

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの緊急的な発生予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象

県内の100羽以上の家きん飼養施設及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法により自ら消毒を行う農場を除く。

4 実施の期日

令和7年12月6日から同月15日まで

5 実施方法

(1) 消毒方法

農場敷地（鶏舎周囲）への消石灰の散布

(2) 清潔方法

農場敷地及びその周辺の草刈り、枝切り、資材・物品の整理、清掃等

(3) ねずみの駆除方法

鶏舎内への殺鼠剤の散布、粘着シートの設置等